

提案書

東経企営第 08-195 号
平成 21 年 2 月 9 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

【本提出書に関する連絡先】

経営企画部 営業企画部門
電話番号
FAX 番号

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集に対する当社意見

【はじめに】

電気通信市場では、IP・ブロードバンド化の進展に伴い、当社の固定電話から光IP電話等のIPサービスへのシフトが進み、当社と他事業者間の接続形態も、当社の固定電話網を中継電話事業者に貸し出して、当社が接続料を受け取る形態から、お互いのネットワークを利用して接続料を支払い合う形態へと、大きく変化しています。さらに、「固定ー携帯」間の通話についても、従来は携帯電話事業者が全て利用者料金を設定していたため、当社が携帯電話事業者から接続料を受け取る関係にありましたが、平成15年に、固定発携帯着の通話について固定系事業者側が利用者料金を設定することが認められるようになり、相互に接続料を支払い合う関係に変わってきています。

また、移動通信市場は、固定通信・ブロードバンド市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大な市場に成長し、携帯電話の接続料が電気通信市場に大きな影響を及ぼすようになってきています。

さらに、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、昨年以降、同一会社あるいは同一グループ内の「固定ー携帯」相互間のみの通話を無料化する等、従来のように固定通信市場と移動通信市場を別市場と捉えるだけの見方では不十分になってきています。

したがって、今回の検討にあたっては、こうした市場・競争環境の変化を十分に踏まえていただきたいと思います。

	検討項目	当社意見
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>■ 移動通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての移動通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。したがって、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とすべきであると考えます。</p> <p>【接続料算定の適正性の検証について】</p> <p>■ 接続料の適正性の検証については、以下の観点から、全ての携帯電話事業者を対象に検討する必要があると考えます。特に、固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者の場合、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かをチェックする仕組みを設ける必要があると考えます。</p> <p>①先般、第一種指定電気通信設備規制の対象とされた当社ひかり電話の契約者数が約400万程度であるのに対し、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされた事業者であっても、約2,000万の契約者を抱えており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きいこと。</p> <p>②実際の接続料交渉においては、第二種電気通信設備規制が課されているか否かに関わらず、当社が、接続料の引き下げや算定根拠の提示を求めても応じてもらえない等の状況にあること。また、第二種指定電気通信設備規制が課されず、接続料が公開されていない既存事業者の接続料の方が高止まりしていること。</p> <p>③固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定系の事業者に対して固定系の事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社やグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填している懸念があること。実際に、ソフトバンクモバイル社は、平成20年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されていること。</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	(1)FTTxサービス 1)FTTHサービスの屋内配線	<p>【屋内配線の法的位置付けについて】</p> <p>■ 屋内配線には、以下の観点から、ポトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>①屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。</p> <p>②現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々です。</p> <p>③また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があります。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者におかれても同様に実施することが可能であり、現に実施しています。</p> <p>【引き通し形態の場合の法的位置づけについて】</p> <p>■ 当社は、お客様から新規にフレッツ光サービスをお申込み頂いた際に、戸建て住宅においては、コスト削減の観点から、キャビネット設置を省略する「引き通し」工法で工事を実施する場合がありますが、「引き通し」は屋内配線工事の一工法に過ぎません。当社は、「引き通し」工法で工事を実施した場合でも、お客様に屋内配線の利用料をお支払いいただいております。工法の違いによって制度的な位置づけが変わるものではないと考えます。</p> <p>【「接続を円滑に行うために必要な事項」として接続約款化することについて】</p> <p>■ 前述のとおり、屋内配線は誰もが自由に設置できる設備であることから、これを接続約款化し、当社に設置工事を義務づけたり、料金を規制することは、過剰な規制であると考えます。</p> <p>■ しかしながら、当社は、平成18年11月の情報通信審議会のヒアリングの際に、「他事業者から要望があれば、ビジネススペースで屋内配線工事を実施する旨」表明しており、その後、ご要望いただいた事業者様に対し、ご指定のエリアで、昨年9月末から受託工事を実施しています。</p> <p>その際の工事料金は、当社がお客様から注文を受け付けた場合と同じ材料・品質・工法で工事を実施していることから、当社ユーザ約款に定める料金としています。</p> <p>なお、当該事業者様は、自ら工事を実施するか、あるいは自ら工事会社に委託すれば、工事品質等を含めた価格交渉が可能であるにもかかわらず、あえて当社に工事を委託されるのは、当社の料金が自ら工事を実施される場合等に比べて妥当な価格であると判断された結果であると考えます。当該事業者様は、当社に工事を依頼されたエリア以外では、これまで自ら工事を実施されてきており、当社に依頼しなければ工事が出来ないわけではありません。</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	<p>(1)FTTxサービス</p> <p>1)FTTHサービスの屋内配線</p>	<p>【無効派遣費用について】</p> <p>■ 無効派遣費用は、当社が他事業者からの委託を受けてビジネススペースで工事を実施する際に、ご指定の期日に工事に伺ったにもかかわらず、お客様のご不在等により工事ができなかった場合に、工事要員のお客様宅への無効派遣と再度の工事日設定に係る実費相当額をいただいているものであり、当該お客様から申込みを受けた他事業者にご負担していただく必要があります。</p> <p>【屋内配線の転用ルールの整備について】</p> <p>■ お客様がキャリアチェンジをされる場合、転用できる屋内配線は事業者間で転用することが望ましいと考えますが、屋内配線は、お客様のご了承をいただいて、お客様宅内に設置させていただく設備であるため、基本的にはお客様のご指示に従って対応せざるをえず、以下のように、お客様の要望は様々であるため、ルール化は難しい面があると考えています。</p> <p>①屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があり、お客様が廃止され、あるいは新たに申込まれるサービスの種類や事業者によっても、採用されている技術や設備仕様が様々です。</p> <p>②お客様がキャリアチェンジをされる場合といっても、光サービス相互間もありますが、ADSLやCATV、無線(携帯・PHS等)等、様々なケースがあります。また、お客様がキャリアチェンジを申し込まれるタイミングについても、同時にキャリアチェンジが行われるケース、一定の期間は2つのサービスを重複して利用されるケース、一旦サービスを廃止されてから一定期間経過後に新たにサービスを申し込まれるケース等があります。さらに、実際には、廃止後にご利用になるキャリアや申込以前にご利用になっていたキャリアの情報をお客様から聞き出す事は大変難しく、お客様宅へ工事に伺ってみてはじめて宅内にどんな設備があるのかわかるというのが実情です。</p> <p>■ こうした点を踏まえると、転用ルールと言っても、「お客様宅内に既設の使っていない屋内配線があった場合に、他の事業者から再利用の申込があればそれを貸し出す」ということについて、事業者相互間で意識を合わせることが当面必要なことではないかと考えます。</p> <p>なお、当社は既に、お客様宅内に当社が設置した屋内配線があり、それに空きがあれば貸し出すこととしておりますので、他事業者においても同様の場合には、当社に貸し出していただけるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>※既設光屋内配線の提供実績:約5.6万回線</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	2)ドライカップのサブアンバンドル (FTTRサービス)	<p>【ドライカップの上部区間の扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は、他事業者様がFTTRサービスを提供するために必要とされる①ダークファイバ、②メタル回線、③電柱、を貸し出すとともに、④電柱上に設置される他事業者様の端子函と当社端子函の間の接続用ケーブルの設置工事等を実施しています。その結果、現在、①ダークファイバ約2千回線、②メタル回線(電話重畳型)約3千回線、メタル回線(電話非重畳型)約1百回線、③電柱約2千本をご利用いただいているところです。 ■ こうした中で、事業者様から、「電話非重畳型のFTTRサービスを提供する際に利用するドライカップの当社局舎～き線点までの区間(上部区間)は、自社サービスには使わないため、これを切り離して、き線点～お客様宅までの区間(下部区間)のみの料金設定をして欲しい」との要望を頂きました。 ■ これに対し、当社は、「ドライカップの下部区間の保守を行うためには、上部区間を用いて、当社局舎内から、上部区間と下部区間の全区間の切り分け試験を行なう方法が経済的に最も効率的であり、仮に、上部区間を切り離して下部区間のみで切り分け試験等保守を行うこととした場合には、下部区間への駆け付けに係る時間やき線点からの試験のために必要な試験器の配備等追加的な費用が必要となるため、非効率な運用になると考えている」旨ご説明してまいりました。 ■ その結果、当該事業者様に、上部区間を切り離した場合は、かえって非効率な運用になることをご理解いただけたものと考えており、要望の内容は、「保守用に上部区間を使用する現在の設備形態のままドライカップの料金だけを安くして欲しい」という点に絞られたものと考えております。 ■ 当社としましては、当該事業者様が利用されているドライカップを保守し、維持・運用を行っていくためには、上部区間を含めたドライカップの全区間が必要であるため、当該事業者様に全区間の設備コストをご負担いただく必要があるものと考えております。

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	<p>(2)DSLサービス</p> <p>1)電話重畳型DSLサービスの事業者名の申込みの扱い</p>	<p>【「DSL事業者名義での電話重畳型DSL契約」への取組みと運用方法の確定について】</p> <p>■ 当社は、平成18年11月の情報通信審議会のヒアリングにおいて、「回線名義人からの苦情対応、損害賠償請求等、これに起因して発生する全てのトラブルについて、他事業者様が当社に代わって全責任を負っていただけるのであれば、回線名義人の確認を省略した電話重畳型のDSLサービスの申込みを検討する」旨を表明いたしました。</p> <p>その後、当社において「DSL事業者名義での電話重畳型DSL契約」を実現するための契約スキーム等について検討を行い、その具体案を平成19年11月に全DSL事業者42社に提案したところ、5社から利用の意向がありました。</p> <p>そこで、利用意向を示された5社と、更に詳細な契約内容や業務仕様・お客様への周知方法・システム改修等に係る費用の負担方法等について協議を重ね、システム改修等に係る費用のDSL事業者間の負担方法以外は、概ね意見が一致したものと考えております。</p> <p>【事業者間の費用負担方法について】</p> <p>■ システム改修等に係る費用の負担方法について、当社は「本契約スキームを利用する事業者で負担する」案を提案いたしましたが、利用意向を示された4社（1社は利用意向を撤回されました。）からは「本契約スキームを利用する事業者だけでなく、本契約スキームを利用しない者を含め、全DSL事業者42社で負担する」案が示されました。</p> <p>そこで、利用意向を示された4社の依頼を受けて、当社において、利用意向を示されなかったDSL事業者38社に「本契約スキームを利用しない事業者を含め全DSL事業者で負担する」案について意見照会をしたところ、賛成1社、反対12社、無回答25社という結果になり、反対意見が多数を占めました。</p> <p>【今後の当社の対応について】</p> <p>■ 当社としては、利用意向を示された事業者様と利用意向のない事業者様との間で費用負担方法について意見の調整が出次第、電話サービス契約約款の改正やシステム改修等、所要の準備を進めていくこととしております。</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)	<p>【これまでの当社のDSLサービス申込への取り組みについて】</p> <p>■ 当社は、他事業者様からDSLサービスに係る接続の申込みを受け付けた際に、回線名義人の確認が円滑に行なわれるよう、これまで以下のような取り組みを実施してまいりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 回線名義人の確認結果を即時回答する名義人即時回答システムの構築(平成15年9月～) ② 回線名義人の判定基準を弾力化して、オペレータによる運用を開始(平成20年5月～) ③ 名義人即時回答システムを②の弾力化を反映したものに改修(平成20年10月～) <p>【当社における回線名義人情報の最新化の取り組みについて】</p> <p>■ また、当社は、他事業者様からの回線名義人情報の最新化に努めてほしいとの要請に応え、平成19年から以下のように、お客様に回線名義人の最新化を促す取組みを始めたところであり、今後も引き続き取り組んで参る考えです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求書に同封しているお客様案内冊子「ハローインフォメーション」に、名義変更を注意喚起するご案内を継続的に掲載しています。(平成19年6月号、平成20年2月号、平成20年8月号： 毎回 2,000万通以上) ② 当社公式ホームページのトップページや料金に関するアクセスの多いWeb料金明細ページにおいて、お客様に名義変更を注意喚起するご案内を掲載すると共に、名義変更手続き書類をダウンロードできるようにしています。(平成19年5月～) <p>【業界全体として回線名義人情報の最新化に取り組む必要性について】</p> <p>■ 過去においては、DSLサービスや当社から他社への番号ポータビリティなど、他事業者が当社に接続の申込みを行う際の問題でしたが、最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者に接続(番号ポータビリティ)の申込みを行なった際に、回線名義人が一致せず、接続に支障が生ずるケースが増加しています。こうした問題は、番号ポータビリティを利用している他事業者相互間でも発生しているものと考えます。</p> <p>したがって、回線名義人情報の最新化の問題は、当社だけでなく、他事業者を含め、業界全体として取り組んでいく必要があると考えます。</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	<p>(3) ネットワークインフラの利活用</p> <p>1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置</p>	<p>【既設WDM装置の貸出ルールの整備について】</p> <p>■ 当社は、平成18年11月の審議会のヒアリングにおいて、「中継ダークファイバの空き芯線がない区間において、既にWDM装置が設置されており、空きがある場合は、他事業者様に貸し出しを行う」旨を、表明いたしました。</p> <p>また、当社は、平成19年11月には、中継ダークファイバの空き芯線がない区間について、他事業者様からの要望に応じて、代替手段のコンサルティングをさせていただき手続きを接続約款に規定し、現在までに、2社の事業者様からコンサルティングの要望をいただきました。</p> <p>以上のとおり、当社において可能な施策は全て実施しており、新たな貸出ルールの整備は必要ないものと考えます。</p> <p>【既設WDM装置を貸し出す際の接続料の算定方法について】</p> <p>■ 現時点では、当社の既設WDM装置を他事業者様に貸し出した実績はありません。今後、当社のWDM装置が設置されている区間に、他事業者様からの貸し出し要望があった際に、WDM装置の接続条件や費用負担等を事業者間で協議させていただきますが、WDM装置を貸し出す際の接続料については、区間によって設置されているWDMの種類や容量、空き波長の状況等は区々であるため、個別区間の実情を反映したものになりたいと考えております。</p> <p>なお、今回の意見募集項目に、「WDM装置で波長分割した1波長と中継ダークファイバの1芯を同一の単位として捉えるべきか」といった項目がありますが、WDM装置で波長分割した1波長は、中継ダークファイバの1芯と利便性や効用が異なることから、同一の単位として取り扱うべきではないと考えます。</p> <p>【既設WDM装置がある区間の情報開示について】</p> <p>■ 空き波長がある既設WDM装置があるか否かは、上述の代替手段のコンサルティング手続きの中で対応しておりますので、それをご利用頂きたいと考えております。</p> <p>なお、個々の要望に応じて調査するのではなく、当社の既設WDM装置の設置状況や空き波長の状況を一覧で開示することについては、全中継区間においてWDM装置の設置・空き状況を把握して、その状況が変動する都度更新することになるため、システム化が不可欠ですが、それには相当なコストと期間が必要になります。</p> <p>他方、これまでに、代替手段のコンサルティングを要望されたのは2社であることを踏まえると、現時点においてコストのかかるシステム化を行うよりも、個別の要望に対して対応させていただくほうが他事業者様にご負担いただく費用も少なくすむものと考えます。</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	<p>(3) ネットワークインフラの利活用</p> <p>1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置</p>	<p>【新たなWDM装置の設置を当社に義務づけることについて】</p> <p>■ 現行の接続ルールは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が自ら使用しない設備まで設置することを強制するものではないと考えます。</p> <p>したがって、既設WDM装置がない区間においては、要望される事業者様において、中継ダークファイバやWDM装置等を設置して対応していただきたいと考えます。</p> <p>【非ブロードバンド地域における基盤整備等について】</p> <p>■ 当社は、これまで、非ブロードバンド地域の解消に向け、自治体等と連携して光サービスのエリア拡大を図るなど、様々な取り組みを行ってきており、今後も継続して実施していく考えです。</p> <p>しかしながら、今なお残されている地域は、民間だけではその解消が困難な地域が多く、国や自治体等の支援が不可欠です。また、ブロードバンド化にあたっては、通信だけでなく放送や行政サービスなど幅広い用途を視野に入れた検討や、光ファイバ(当社、他社、国、自治体等)だけでなく、WiMAX等の無線設備や衛星設備など幅広い技術的な検討を行った上で、最適な解決策をさがしていく必要があると考えます。</p> <p>非ブロードバンド地域の解消に向けて、自治体等を中心に様々な検討が行われた結果として、当社の中継区間にWDM装置を設置する以外に適切な解決策がないとして協力要請があった場合には、空き芯線の捻出に係るお客様及び他事業者様対応やWDM装置の新設に係る費用等、これに係る費用をご要望される自治体又は事業者様等にご負担いただくことを前提に、当社としても必要な協力をさせていただく考えです。しかしながら、空き芯線を捻出するためには、既存回線の收容替えに伴ってサービス中断が発生するため、事前にお客様や他事業者様から同意を得る必要があり、それには相応の費用や期間が必要になることから、より現実的な方法がある場合には、当社からもご提案させていただきたいと考えます。</p>

	検討項目	当社意見
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示	<p>【既に設置している中継ダークファイバの異経路構成を確認する仕組みについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 既にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認については、調査実費をご負担いただいた上で、他事業者様の要望内容に応じた調査（例：数千区間に亘り中継ダークファイバが同一ケーブルに收容されているか否か、別のケーブルに收容されているが同一の管路・とう道を経由しているか否か、等）を実施しており、今後もこれまでと同様に対応させて頂くこととしております。 <p>※これまでの調査実績：2件</p> <p>【新規に中継ダークファイバをご利用頂く際に異経路構成を確保・保証する仕組みについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規に中継ダークファイバをご利用頂く際に、異経路構成を確保して提供することについては、現時点では実績がありませんが、上記（既にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認）と同様の方法で、提供することは可能であると考えておりますので、要望される区間や内容を伺った上で、それに要する費用をご負担いただければ、提供させていただく考えです。 <p>ただし、新設時に異経路構成を確保しても、その後、道路管理者や電柱の土地所有者等から電柱やケーブルの移設、ケーブルルートの変更等を求められた際には、当社は応じざるを得ず、結果として異経路構成が取れなくなる事がありますので、提供後の異経路構成の保証は出来ないという事をご理解頂いた上で、提供させて頂く考えです。</p>

	検討項目	当社意見
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	<p>(1) 通信プラットフォーム機能のオープン化</p> <p>2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能</p>	<p>【NGNの通信プラットフォーム機能のオープン化について】</p> <p>■ 当社は、昨年3月に、次世代ネットワーク(NGN)の商用サービスの提供を開始したところですが、それに先立って、円滑な接続が行なえるよう、以下のとおり、オープン化の取り組みを実施してまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NGNフィールドトライアルの実施(平成18年12月～平成19年12月) ② NGNショールーム(NOTE)の開設(平成18年12月～) ③ NGN商用インタフェース条件の公表(平成19年11月～) ④ NGNの接続条件等に関する事業者説明会の開催(平成19年11月～平成20年3月の間に計7回開催) <p>この結果、現時点で、ISP接続では52社、IGS接続では29社、中継局接続では1社と円滑な接続を行なうことができました。また、コンテンツプロバイダ様等との接続(SNI)については、100社を超えるコンテンツプロバイダ様等から、ご利用にあたってのご相談やコンサルティングのご要望を頂いているところです。</p> <p>■ 当社のNGNは、高い信頼性、安全性、セキュリティ確保を特徴とした高速・広帯域のIPネットワークですが、現時点では、通信(伝送)を中心としたサービスを提供しており、「通信(伝送)機能」(通信(伝送)を実現するために必要な構成要素としての品質制御機能等を含みます。)は備えておりますが、通信(伝送)機能から独立したいわゆる「プラットフォーム機能」は備えておりません。</p> <p>当社としては、今後、国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえるとともに、多様なプレイヤーとの協業も含め、より多くのお客様に多彩なサービスをご利用いただけるネットワークを目指して、検討してまいりたいと考えています。</p>

	検討項目	当社意見
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	<p>(1) 接続料算定上の課題</p> <p>1) 逆ザヤ問題</p>	<p>【「逆ザヤ問題」とその背景】</p> <p>■ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が当社と同等のネットワークを自ら構築し、市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を開放して、その接続条件を整備することにより競争を促進してきました。そのため、事業者間の接続料のやりとりも、当社が中継電話事業者から接続料を受け取る形態でした。</p> <p>その後、携帯電話サービスが普及し、固定通信市場においても、050IP電話サービスやドライカップ等を利用したOAB～J電話サービスが現れてくると、事業者間の関係も、事業者同士が相互にネットワークを利用しあって接続料をやりとりしあう双務的なものになってきました。</p> <p>このように環境が変化していく中、従来は、当社のひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信については、事業者間の協議により、その接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることにより、双務的な関係にある事業者間取引のバランスを確保することが可能でありました。しかしながら、昨年3月の審議会答申を踏まえ、当社のひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたことにより、来年度以降は、当社はひかり電話網の接続料を事業者均一にする必要があるとされた一方で、接続事業者は従来どおり接続料を自由に設定できることとされました。その結果、自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい接続事業者が、ひかり電話網の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定する懸念があり、いわゆる「逆ザヤ問題」という新たな問題に対応する必要があります。</p> <p>【「逆ザヤ問題」への対応策(接続の拒否事由としての可否及び「不当に高額な接続料」の判断基準)】</p> <p>■ 接続事業者の接続料が「不当に高額な接続料」である場合は、本来、電気通信事業法に規定する接続の拒否事由に該当すると考えますが、現実的には、接続を拒否することはお客様に与える影響が大きいことから難しいと考えます。したがって、接続拒否に代わる措置として、「不当に高額な接続料」を是正する措置が必要であると考えます。</p> <p>具体的には、接続事業者の接続料に関する算定根拠等は公開されておらず、また提出をお願いしても出していない状況であることから、当社では、接続事業者の接続料が「不当に高額」であるか否かを判断することができません。したがって、当社としては、接続事業者が直収電話事業者である場合には、その接続料がひかり電話の接続料よりも高い水準であるとき、また、接続事業者が携帯電話事業者である場合には、その接続料が他の携帯電話事業者の接続料よりも高い水準であるときは、それぞれ「不当に高額な接続料」に該当する可能性があるかと判断し、総務省に申出を行いますので、その際には、総務省において、接続事業者から会計データ等に基づく算定根拠等を提出させ、当該接続料の適正性・妥当性を検証し、「不当に高額な接続料」であると認められた場合には、これを是正する措置を講じていただきたいと思います。</p>

	検討項目	当社意見
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	2)ビル&キープ方式	<p>【ビル&キープ方式の有用性及び適用条件】</p> <p>■ ビル&キープ方式は、前述の「逆ザヤ問題」を回避できる点、接続料の精算コストが不要となる点で、現行の接続料精算方式と比較して有用な方式です。</p> <p>さらに、現行の接続料精算方式では、自網区間コストのほか着信事業者の接続料水準を考慮してユーザ料金の水準を決定しなければならないのに対して、ビル&キープ方式では、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけで柔軟なユーザ料金の設定が可能になります。</p> <p>以上のことから、ビル&キープ方式は様々な面で優れた方式であり、事業者間の合意が図られる限り、否定されるものではないと考えます。</p> <p>なお、通信量の均衡が崩れた場合には、接続料のやりとりが必要になると考えますが、通信量の均衡・不均衡の判断基準については、設備増強等ネットワークに与える影響や事業者間の利用形態等を踏まえ検討を深めていく必要があると考えます。</p>

	検討項目	当社意見
4. 固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方	(2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	<p>【固定通信と移動通信の融合を踏まえた接続ルール、ドミナント規制の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定・携帯通信事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話ー携帯電話相互間のみの通話を無料化する等、移動体業務の分離時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきています。 こうした中で、お客様のご要望にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ柔軟に提供していくためにも、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、禁止行為規制を含め、早急に撤廃や抜本的見直しを実施していただきたいと考えます。 ■ また、FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論に関しては、現在の指定電気通信設備規制において、固定系設備のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要はないと考えます。 むしろ、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に高い接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があるため、当該事業者が設定している接続料の適正性や、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かをチェックする仕組みを設けることについて、検討して頂きたいと考えます。 <p>【通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今後上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーだけを起点としたレバレッジだけを議論するのではなく、上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても議論を深める必要があると考えます。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ダークファイバや局舎コロケーション等の徹底した「素材」のオープン化により、他事業者は現に直接エンドユーザを收容する独自のネットワークを構築しており、「ネットワーク」自体にボトルネック性はないことから、少なくともNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 また、お互いのネットワークを利用しあう双務的な接続形態となっている中で、事業者間の取引関係のバランスを図る観点から、IP通信網における事業者間取引については、ビル&キープ方式等、柔軟に対応できるようにしていただきたいと考えます。